

和気町産業振興施設基本設計・実施設計業務委託における 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

和気町（以下「本町」という。）では、小学校の廃校等により生じている旧佐伯町地域の過疎化、少子高齢化といった課題の解決に向けて、買い物支援、農産物直売所の設置、観光情報の発信、災害時の避難機能などを備えた「和気町産業振興施設」の整備を和気町岩戸地内に計画している。

令和6年12月には「和気町産業振興施設整備事業基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その中で本施設のコンセプトを**「地域の魅力をつなぎ、地域の活力を創る産業振興施設」**と設定した。

本プロポーザルでは、和気町産業振興施設の基本設計・実施設計業務委託を行うにあたり、施設に導入すべき機能と施設内容の検討を行うためのワークショップの開催など、町民の声を幅広く取り入れた柔軟な対応ができる企画力や、これまでの実績や経験を活かした豊かな創造性、本町の財政状況や社会情勢を踏まえた適切なコスト管理ができる総合的な技術力を備えた設計者を求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

和気町産業振興施設基本設計・実施設計業務

(2) 発注者

和気町

(3) 業務内容

和気町産業振興施設整備に伴う基本設計・実施設計

(4) 契約上限金額

47,498,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型

4 計画地概要

項目	内 容
所在地	岡山県和気郡和気町岩戸
面積	約 3,300 m ²
土地所有者	和気町（予定）
法規制	都市計画区域外、河川保全区域
建ぺい率／容積率	指定なし
周辺インフラ	周辺道路：国道 374 号、町道河本線 上下水道：近隣に管あり。計画は受託事業者の提案による 光回線：引き込み方法などは、受託事業者の提案による 電力：〃 ガス：〃 電話：〃
地目	地目：田、原野（現況：田、原野）
概算の施設建設予算 (予定)	土木工事費 168,000,000 円（税込） 建築工事費 276,000,000 円（税込）

5 業務範囲

- ・施設管理計画業務（施設の導入機能の検討、導入機能の運営・管理体制の立案、事業収支計画の立案）
- ・基本設計・実施設計業務（土木造成設計、道路設計、許認可申請、測量、地質調査、建築基本設計・実施設計等）
- ・検討委員会等の運営支援業務（ワークショップの開催等）

6 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、繰越明許費の議決が得られた場合は令和 9 年 3 月末まで延長可能。

7 参加資格等

（1）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、岡山県内に主たる事務所（本店）を有する単独企業又は 2 者以上の共同企業体とし、次に掲げる要件を満たしている者とする。共同企業体の場合は、①②⑤⑥⑦については構成する企業のすべてが、③④⑧については代表者が要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 本町の指名停止基準に基づく指名停止を参加申込書提出期限日及び審査委員会実

施当日に受けていないこと。

- ③ 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 過去 10 年間に設計が完了した延床面積 600 m²以上の公共施設の基本設計及び実施設計の実績を有していること。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 参加申込書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 和気町暴力団排除条例 (平成 23 年和気町条例第 14 号) 第 2 条、和気町建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成 18 年和気町告示第 59 号) 第 3 条別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑧ 和気町に、令和 7 年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、令和 7 年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者で提案者になろうとする者は、入札参加資格を有することを明らかにする書類を提示すれば、参加資格を有するとみなすことができる。

(2) 協力事業者

参加表明者は、本業務に関する分担業務分野（管理技術者を除く）について再委託する協力事業者を加えることができる。ただし、（1）の①②⑤⑥⑦の要件を満たしている者に限る。

(3) 技術者資格

- ① 建築設計業務等委託契約約款第 14 条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1 名を配置すること。
- ② 管理技術者の下に建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備の分担業務分野に主任担当技術者を各 1 名配置すること。なお、管理技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼務しないこと。
- ③ 各技術者に求める資格要件は次のとおり。
 - ・管理技術者：一級建築士
 - ・主任担当技術者（建築（総合））：一級建築士
 - ・主任担当技術者（構造）：一級建築士、構造一級建築士のいずれか
 - ・主任担当技術者（電気設備）：一級建築士、設備一級建築士、建築設備士のいずれか
 - ・主任担当技術者（機械設備）：一級建築士、設備一級建築士、建築設備士のいずれか
- ④ 管理技術者、及び主任担当技術者 建築（総合）は、（1）④の実績要件を 1 件以

上有すること。

- ⑤ 管理技術者は、参加申込書を提出する事業所（共同企業体の場合は代表事業所の構成員に限る。）に所属していること。
- ⑥ 配置する技術者（管理技術者を含む）は、参加申込書を提出する事業者若しくは協力事業所との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申込書提出を出した日以前に連續して3ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- ⑦ 建築士法第10条第1項に規定する協会の処分を受けていないこと。

（4）参加表明の重複禁止

参加する企業・協力事業者は、複数の参加表明に重複して関与することはできない。

8 事業者審査のスケジュール（予定）

実施要領の公表（ホームページ掲載）	令和8年1月29日（木）
質問票の提出期限	令和8年2月16日（月）
質問票の回答期限	令和8年2月20日（金）
参加申込書等の提出期限	令和8年2月16日（月）
参加資格の確認通知	令和8年2月20日（金）
技術提案書の提出期限	令和8年2月25日（水）
提案内容のプレゼン・審査委員会	令和8年3月2日（月）
審査結果通知	令和8年3月上旬
契約の締結	令和8年3月上旬

9 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

（1）提出期限 令和8年2月16日（月）午後5時15分必着

（2）質問の方法等

質問がある場合には、質問票（様式9）により、上記期限までに質問書を電子メールで「19 担当部局」へ提出すること。

※E-mail: sangyoshinko@town.wake.lg.jp

なお、質問は7に掲げる「参加資格等」を有する者のみ受け付けるものとする。

（3）回答

寄せられた全ての質問の内容及び回答については、令和8年2月20日（金）までに和気町公式ホームページで公表する。なお、質問の回答は、実施要領等の追加又は

修正とみなす。

10 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和 8 年 2 月 16 日（月） 午後 5 時 15 分必着

(2) 提出書類

書類	様式
① 参加申込書	様式 1
② 履歴事項全部証明書	—
③ 計算書類（貸借対照表、損益計算書）	—
④ 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書	—
⑤ 本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）	—
⑥ 本店所在地の市町村民税に係る納税証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）	—
⑦ 受注実績調書	様式 2
⑧ 業務実施体制書	様式 3
⑨ 管理技術者の経歴等	様式 4
⑩ 各主任技術者の経歴等	様式 5
⑪ 協力事業者の名称等	様式 6

※②から⑥は複写可。ただし、すでに入札参加資格審査申請書を町に提出の場合には不要とする。

(3) 提出部数 各 1 部

(4) 作成方法 所定の各様式を使用し、文字サイズは 11 ポイント以上、印刷は白黒とすること。

(5) 提出方法 「19 担当部局」まで、直接持参又は郵送（書留郵便に限る）の方法により提出すること。なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）を行うこと。郵送の場合は令和 8 年 2 月 16 日（月）必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

(6) その他 参加資格の審査結果は、資格審査結果通知書により通知するものとする。

11 技術提案書の提出方法及び提出期限

(1) 提出期限 令和 8 年 2 月 25 日(水) 午後 5 時 15 分必着

(2) 提出書類

書類	様式
① 技術提案書	様式 7
② 技術提案書 テーマ①～③	様式 8
③ 参考見積書	様式自由

(3) 提出部数 正本 1 部 副本 6 部

※参考見積書は、技術提案書とは別にとじ込み、必要部数（6 部）提出すること。

(4) 提出方法 「19 担当部局」まで、直接持参又は郵送(書留郵便に限る)の方法により提出すること。

なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）を行うこと。郵送の場合は令和 8 年 2 月 25 日(水) 必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

12 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

本プロポーザルによる設計者の選定は、設計「案」ではなく設計する「者」を選定することを目的としており、設計業務の実施に当たっての課題に対する設計者としての考え方等を技術提案として求めていることに留意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式 7（A4 版）、様式 8（A3 版片面）のとおり。

13 技術提案を求めるテーマ

技術提案書では、次のテーマ3件について提案を求める。

テーマ①	基本計画に示された整備コンセプトである「地域の魅力をつなぎ、地域の活力を創る産業振興施設」を踏まえ、にぎわいの創出や交流拠点としての提案 ※文章、イラスト、イメージ図のいずれか、またはこれらを組み合わせて記載すること ※12「技術提案書の留意事項」の(1)基本事項の内容に留意すること
テーマ②	業務の実施方針、実施体制等について ※業務の進め方について述べること。なお、工程表を作成する場合は、業務完了日は令和9年3月末とすること。
テーマ③	同種または類似の業務実績について ※本業務に活かせる実績やノウハウをPRすること

14 審査及び結果の通知

(1) 審査委員会

提出された技術提案書等について、「和気町産業振興施設基本設計・実施設計業務審査委員会」において、提案事業者の出席による審査を行う。

① 実施日時

令和8年3月2日（月）を予定。時間は後日通知する。

※都合により日程を変更する可能性あり。

② 実施場所

和気町役場本庁舎（岡山県和気郡和気町尺所555）

③ 実施方法

審査の方法は、参加申込者による提案書等の説明（プロジェクト等による20分以内のプレゼンテーション）と、審査員による15分程度のヒアリングを行うものとする。内容は提案書等に基づくものとし、追加の資料配布（追加提案）は禁止とする。

④ 人数

提案者の出席は5名までとする。

⑤ 機材等

プロジェクト、スクリーン及びパソコンは町にて用意する。（参加申込者で用意することも可能とする。）

(2) 審査の方法

審査委員会での総得点が高い者から順位付けを行い、最も総得点が高い者を最優秀提案者として特定し、契約候補者とする。

ただし、最低基準点（総得点が満点の 50%）を超える者だけを特定の対象とする。したがって、提案者が 1 者のみの場合、最低基準点を超えていなければ特定しない。なお、総得点が同点の場合は、参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15 契約手続

契約候補者と契約内容及び見積金額に係る協議を行い（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。）、協議が整い次第、速やかに見積書を徴収し、随意契約の方法で速やかに契約を締結する。契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

16 契約及び支払条件

和気町財務規則の規定に基づく。

17 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

18 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提案に対する報酬は支払わないものとする。

- (3) 町は、提出された提出書類について、提案者に無断で使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 入選者選定後に契約対象となる業務内容は、提出書類に記載された内容、及びヒアリングの内容等に必ずしも拘束されない。
- (6) 参加申込後にやむを得ない事情で審査を辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出すること。
- (7) 提出書類等については、和気町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

19 担当部局

和気町産業建設部 産業振興課 （担当）庄・近藤

住 所 : 〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 5 5 5

電話番号 : 0869-93-1126

FAX 番号 : 0869-92-0667

E-mail : sangyoshinko@town.wake.lg.jp